

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	児童扶養手当法関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

多治見市は、児童扶養手当法関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

多治見市

公表日

令和7年1月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	児童扶養手当関係事務	
②事務の概要	多治見市は、児童扶養手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 父母の離婚等で、父又は母と生計を同じくしていない子供が育成される家庭(ひとり親家庭等)に対して、児童扶養手当認定請求書等の届出により、支給要件を満たす者に対して、児童扶養手当証書を作成し通知する。 また、児童扶養手当現況届により、支給要件の確認を行い、継続認定の可否を確認する。 ・番号法の番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて、多治見市は、児童扶養手当法関係事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 ・申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。 ・加付通知等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能等で通知する。	
③システムの名称	1. 児童扶養手当システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. ADWORLDマイナポータル電子申請管理システム 5. サービス検索・電子申請機能	
2. 特定個人情報ファイル名		
児童扶養手当支給ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	1. 番号法(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表56の項 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表省令第29条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定	
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(17、20、42、89、90、125、141、155、161の項) (情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって第八十三条で定めるもの」が含まれる項(81の項)	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	市民健康部保険年金課	
②所属長の役職名	課長	
6. 他の評価実施機関		
なし		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		

請求先	〒507-8787 岐阜県多治見市音羽町一丁目233番地 多治見市役所 駅北庁舎 市民健康部保険年金課 TEL:0572-23-5732
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒507-8787 岐阜県多治見市音羽町一丁目233番地 多治見市役所 駅北庁舎 市民健康部保険年金課 TEL:0572-23-5732
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	事務処理マニュアルの徹底及び窓口業務の安定的運用により、単純な事務ミスによる特定個人情報の漏えいを防止する対策を講じていることから十分であるとする。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	1. 番号法(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の37の項	1. 番号法(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の37の項	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	保険年金課長 富田 明憲	次長兼保険年金課長 土本 雄司	事後	
平成29年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	次長兼保険年金課長 土本 雄司	課長	事後	
平成31年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策		新規追加	事後	
令和2年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	
令和2年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	
令和4年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年2月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	記載なし	【以下の内容を追記】 ・申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス	事前	電子申請の実施に伴う追加
令和5年2月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	記載なし	【以下の内容を追記】 4. ADWORLDマイナポータル電子申請管理シ	事前	電子申請の実施に伴う追加
令和5年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和6年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年5月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	別表第一の37の項 別表第一	別表56の項 別表	事後	
令和6年5月27日	I 関連情報 3. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(13、16、26、30、47、64、65、87、106、116の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(57の項)	・番号法第19条第8号に基づく業務の手続の表 (情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(17、20、42、89、90、125、141、155、161の項) (情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(81の項)	事後	
令和7年1月31日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業		新規追加	事後	
令和7年1月31日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えら		新規追加	事後	